



資料編

壬生町
第6次総合振興計画
前期基本計画

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、町が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成6年5月10日
告示第26号
改正 平成19年3月15日
改正 平成20年3月13日
改正 平成24年2月8日
改正 平成27年4月17日

(目的)

第1条 この要綱は、壬生町総合振興計画(以下「総合振興計画」という。)を策定するための組織及び運営に関する必要な事項を定め、もって職員の総意を結集した総合振興計画策定事務の円滑な推進を図ることを目的とする。

(総合振興計画の性格、構成)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる計画の性格は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合振興計画は、本町の将来の健全な発展を促進するために策定する町政の総合的な計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画より構成する。
- (2) 基本構想は、本町の将来目標及び基本的施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画は、基本構想に基づき、行政各部門の施策を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画は、基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施を示すものをいう。

(策定委員会の設置)

第3条 総合振興計画の策定について、必要な事項を協議するため、壬生町総合振興計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第4条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総合振興計画策定についての方針、基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項
- (2) その他計画策定についての重要な事項

(構成)

第5条 策定委員会は、副町長及び教育長並びに部長、教育次長、会計管理者、参事、課長、局長をもって構成する。

- 2 委員会に、委員長、副委員長を置く。
- 3 委員長には副町長、副委員長には総務部長をもって充てる。
- 4 委員長は、策定委員会の総務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 策定委員会の補助機関として、次の専門部会を置く。

- (1) 協働経営部会
- (2) 生活安全部会
- (3) 健康福祉部会
- (4) 基盤整備部会
- (5) 環境衛生部会
- (6) 教育文化部会
- (7) 産業振興部会

2 専門部会は、主査級以上のものをもって構成する。

3 部会長及び副部会長は、委員長が指名する。

4 部会長は、当該専門部会の運営にあたり、副部会長は部会長を補佐する。

5 専門部会は、計画策定に係る資料の収集及び基礎調査、現状分析等を行い、計画立案作業にあたるものとする。

(策定委員会及び専門部会の運営)

第7条 会議は、策定委員会にあつては委員長、専門部会にあつては当該部会長が、必要に応じて随時開催するものとする。

2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外のものの出席を求めることができる。

(資料の提出等の依頼)

第8条 策定委員会は、振興計画策定に関し必要と認めるときは、学識経験者、関係行政機関その他関係団体等に対して、資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。

(結果報告)

第9条 部会長は、専門部会における計画立案に係る調査研究の結果及び成果を委員長に報告しなければならない。

(総合振興計画の決定)

第10条 総合振興計画は、策定委員会の原案に基づき、町長が決定する。

この場合において、基本構想及び基本計画については、あらかじめ壬生町企画委員会に諮問する。

2 基本構想については、町議会の議決を経て決定する。

(庶務)

第11条 策定委員会の庶務は、総合政策課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日(平成6年5月10日)から適用する。

改正文(平成19年3月15日告示第38号) 抄

平成19年4月1日から適用する。

改正文(平成20年3月13日告示第11号) 抄

平成20年4月1日から適用する。

改正文(平成24年2月8日告示第14号) 抄

平成24年4月1日から適用する。

改正文(平成27年4月17日告示第43号) 抄

平成27年5月1日から適用する。

壬生町第6次総合振興計画策定委員会 名簿

役職名	職名	氏名	役職名	職名	氏名
委員長	副町長	櫻井康雄	委員	農政課長	篠原一雄
副委員長	総務部長	斎藤喜重	委員	商工観光課長	山重利子
委員	教育長	田村幸一	委員	建設課長	増田典耕
委員	民生部長	落合広美	委員	都市計画課長	渡辺好央
委員	経済部長	高山嗣男	委員	水道課長	大橋正典
委員	建設部長	高木英雄	委員	下水道課長	所利保
委員	教育次長	渡辺稔夫	委員	学校教育課長	中川正人
委員	会計管理者	栗原 隆	委員	生涯学習課長	沖 薫
委員	総務課長	高山郁夫	委員	スポーツ振興課長	玉田英二
委員	税務課長	神長利雄	委員	会計課長	林光一
委員	住民課長	糸川洋一	委員	議会事務局長	倉井利一
委員	こども未来課長	大橋 肇	委員	農業委員会 事務局長	大柿悦子
委員	健康福祉課長	生澤昇	委員兼事務局	総合政策課長	出井透
委員	生活環境課長	神永一三			

(平成28年3月時点)

壬生町第6次総合振興計画策定専門部会 名簿

部会名	氏名					
協働経営部会	◎大垣 勲	○糸川延夫	梁島紀夫	落合正浩	中川和典	池田 茂
	杉山隆宏	増田かおる				
健康福祉部会	◎臼井優子	○高山美智子	落合正浩	石塚哲夫	大房智行	菅野久美子
	梁島隆之	熊倉律子				
基盤整備部会	◎越路正一	○山田和美	佐々木正裕	臼井浩一	葎葉丈清	矢川己三男
	荒川宏一	中村隆伸	大垣成仙	糸川孝士	増田弓人	
生活安全部会	◎菊地政一	○増田利幸	宇賀神尚	布施香代子	武田潤一	金久保雅彦
	鈴木正俊					
教育文化部会	◎赤羽根和男	○黒須さわ子	田中恵美子	佐々木正裕	手塚和弘	三上賢一
	君島利行	増田 茂	人見恭司			
産業振興部会	◎太田弘人	○堀 靖久	佐々木正裕	若林俊彦	神永全始	平石二美夫
環境衛生部会	◎植木克彦	○矢川己三男	落合正浩	須永昌志	渡辺竜一	中川崇行
	鯉沼みゆき					

◎ 部会長 ○：副部会長

(平成28年3月時点)

昭和43年5月13日

条例第20号

改正 昭和44年7月8日条例第19号

平成9年12月10日条例第19号

平成18年3月6日条例第7号

平成21年12月10日条例第28号

平成27年6月8日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、壬生町企画委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町の総合的かつ計画的な重要計画に関し必要な調査及び審議するため、壬生町企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる計画の事務を所掌する。

- (1) 総合振興計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 総合戦略の策定及び検証に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める重要な計画の策定等に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 公共的団体等の役員及び学識経験を有する者
- (2) 公募による住民

(会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、委員を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第19号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成10年4月16日から施行する。

附 則(平成18年条例第7号)

この条例は、平成18年4月16日から施行する。

附 則(平成21年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に企画委員会の委員に任命されている委員のうち、町議会の議員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則(平成27年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

昭和43年10月18日
訓令第7号
改正 平成18年3月20日訓令第6号
平成21年12月18日訓令第9号
平成27年6月8日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、壬生町企画委員会条例(昭和43年壬生町条例第20号。以下「条例」という。)に基づき、壬生町企画委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第4条第2項各号の委員数は、次の各号のとおり定めるものとする。

- (1) 公共的団体等の役員及び学識経験を有する者 13人以内
 - (2) 公募による住民 4人以内
- 2 条例第4条に規定する委員のほか、委員会の目的達成に必要な助言を求め、委員会に参加及び顧問を置くことができる。
- 3 参加及び顧問は、若干人とし、町長が委嘱する。

(専門委員)

第3条 専門的事項を調査、審議させるため、委員会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員のうちから委員会の議を経て会長が委嘱する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員改選後に初めて委員会を開催する場合は、町長が招集する。

(事務局)

第5条 委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及びその他の職員をもって構成する。
- 3 事務局長及びその他の職員は、町長が任命する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は委員会の議を経て決定する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和43年6月5日から適用する。

附 則 (平成18年訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月16日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

壬生町企画委員会 名簿

役職名	氏名	選出区分
会長	中嶋 正	前人権擁護委員
副会長	石村壽夫	国際交流協会会長
委員	熱田幸一	おもちゃ団地協同組合理事
委員	伊藤充哉	前都市計画審議会会長
委員	大橋信行	民生委員児童委員協議会長
委員	鯉沼正男	前石橋地区消防組合消防長
委員	鯉沼玲子	栃木県女性農業士
委員	戸崎泰秀	前壬生町商工会青年部長
委員	戸澤 優	足利銀行壬生支店長
委員	西山 緑	獨協医科大学准教授・食生活改善推進団体連絡協議会長
委員	梁島源智	農業委員会会長
委員	山杉睦子	スポーツ推進委員
委員	山本忠男	自治会連合会長
委員	大塚 悠	公募
委員	桜井克彦	公募
委員	外山幸江	公募

(平成28年3月時点)

諮問書

壬政企第34号
平成26年8月4日

壬生町企画委員会
会長 中嶋 正

壬生町長 小菅一弥

諮 問 書

「壬生町第6次総合振興計画基本構想」及び「壬生町第6次総合振興計画前期基本計画」の策定について、壬生町企画委員会条例第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

平成27年7月30日

壬生町長 小菅一弥

壬生町企画委員会
会長 中嶋 正

答 申 書

平成26年8月4日付け壬政企第34号で諮問のあった「壬生町第6次総合振興計画基本構想」及び「壬生町第6次総合振興計画前期基本計画」について、本委員会において慎重に審議した結果、妥当であると認められましたので、答申します。

計画推進に当っては、下記内容を踏まえ取り組まれますようお願いします。

記

1. 住民のニーズや社会の変化に柔軟に対応し、推進していただきたい。
2. 住民と行政の協働により、推進していただきたい。
3. 壬生町の壬力を町内及び町外へ発信し、推進していただきたい。

部会	氏名	選出団体
協働経営部会	稲見孝子	個人情報保護審議会
	石村寿夫	国際交流協会
	中島光男	睦地区コミュニティ推進協議会
	伊達幸雄	安塚地区コミュニティ推進協議会
	鈴木武夫	自治会連合会
	鯉沼玲子	人権擁護委員
	松本英子	女性団体連絡協議会
	中川博登	町民活動支援センター「みぶりん」利用者
健康福祉部会	篠原米子	民生委員児童委員協議会
	日向野有功	いきいき壬雷クラブ
	大関和夫	保護司会
	田中一男	身体障害者福社会
	篠原米子	介護保険運営協議会
	島田克己	医師会
	福田貞男	歯科医師会
	大橋 誠	地域包括支援センター運営協議会
	大橋 誠	社会福祉協議会
	伊藤國知	シルバー人材センター
	出雲千枝子	母子保健推進員連絡協議会
	小林美奈子	子ども・子育て会議
	小野塚聡	幼稚園連合会
	荒川富夫	保育園代表者
基盤整備部会	永井 護	壬生町地域公共交通会議
	内田清真	東武鉄道
	毛塚重徳	いきいき壬雷クラブ
	山本忠男	自治会連合会
	青木隆司	壬生町商工会
	梁島源智	壬生町農業委員会
	石村寿夫	都市計画審議会
	大橋公一	栃木県下都賀郡建築士会
生活安全部会	吉田行夫	石橋消防組合 壬生消防署
	河野邊喜信	消防団本部
	栗橋和江	壬生町女性防火クラブ
	森島 淳	壬生町防犯組合連絡協議会
	松本英子	消費者友の会
	田中作蔵	壬生町交通安全協会
	大垣光枝	壬生町交通安全母の会
	大場フサ子	壬生町交通指導員
	森島 淳	安心安全まちづくり協議会
	近藤安雪	壬生交番
細谷和孝	スクールガードリーダー	

[壬生町分野別懇談会名簿 続き]

部会	氏名	選出団体
部会	小峰 馨	保健委員会
環境衛生部会	稲毛田美紀夫	自治会連合会
	大橋和枝	農村生活研究会グループ協議会
	駒場清子	花のまちづくりボランティア
	池 節子	教育委員
教育文化部会	高山重之	PTA 連合会
	水井正成	青少年問題協議会
	島田繁雄	社会教育委員
	稲見孝子	文化財保護審議会
	田中鐘八郎	文化協会
	大橋あゆみ	家庭教育支援チーム
	大橋ゆり	子ども会育成会連絡協議会
	山杉睦子	壬生町スポーツ推進委員
	大橋良平	体育協会
	山杉睦子	ゆうがおスポーツクラブ
	荒川一範	認定農業者協議会
産業振興部会	梁島崇浩	壬生町青少年クラブ
	落合義治	農業士会
	佐藤久一	JA しもつけ
	青木隆司	壬生町商工会
	野澤修二	壬生町商店連合会
	栃木卓夫	おもちゃ団地協同組合
	福田弘子	壬生町観光協会
	寺内利男	ブランド推進協議会
	市埴成彦	壬生町金融団
梁島源智	壬生町農業委員会	

(平成 28 年 3 月時点)

I 計画策定にあたって

II 基本構想

III 前期基本計画

IV 資料編

平成 16 年 12 月 8 日
告示第 94 号
改正 平成 18 年 12 月 15 日
改正 平成 24 年 2 月 8 日

（目的）

第 1 条 住民の意見を町政に積極的に取り入れることにより、住民と行政の協働によるまちづくりを推進する為、みぶ“まちづくり”住民会議（以下「住民会議」という。）を設置する。

（取組事項）

第 2 条 住民会議は、まちづくり等において参考となる意見や情報等を広く出し合いながら、町政への関心や参加意欲の向上を図るとともに、町の政策形成において参考となる意見・情報等を町長に提言することができるものとする。

（町長の責務）

第 3 条 町長は、提言された住民会議の意見や情報等について、町政の運営を図るうえで参考とするものとする。

（組織）

第 4 条 会員は、公募に応募したものの中から町長が委嘱する。

（公募対象者）

第 5 条 前条に規定する公募の対象者は、18 歳以上であって、町内に住所を有する者又は町内に通勤、通学している者とする。

（報酬）

第 6 条 会員の報酬は、無報酬とする。

（任期）

第 7 条 会員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第 B 条 住民会議に会長及び副会長を置き、会員の互選により定める。

2 会長は、住民会議の会務を総理し、住民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 住民会議の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮り、会長が定める。

制定文抄

平成16年12月24日から適用する。

改正文(平成18年12月15日告示第92号)抄

平成18年12月8日から適用する。

改正文(平成24年2月8日告示第13号)抄

平成24年4月1日から適用する。

第5期みぶまちづくり住民会議名簿

グループ	メンバー		
医療福祉	◎浅井利郎	栗野尚子	佐藤公彦
	高田昭夫	○若林享子	武田潤一
生活環境	石井圭子	大嶋良秀	後藤裕子
	梁島憲一	大房智行	葭葉丈清
教育文化	阿部倫子	阿美智篤	篠原君夫
	島田誠一	山井一男	杉山隆宏
産業振興	岸野知泰	島田佳幸	野口恵三
	臼井優子	堀 靖久	

◎：会長 ○：副会長

(平成28年3月時点)

年	月日	項目内容
平成 25 年	10 月 21 日～ 11 月 8 日	壬生町第 6 次総合振興計画策定のための住民意識調査
平成 26 年	8 月 19 日	第 5 次総合振興計画施策検証シート記入説明会 ・第 5 次総合振興計画施策検証シート記入について
	8 月 19 日～ 9 月 24 日	施策検証シートの配布回収
	10 月 20 日 ～10 月 24 日	壬生町第 5 次総合振興計画施策検証ヒアリング
	11 月 12 日 ～11 月 13 日	第 2 回総合振興計画策定専門部会 ・第 5 次施策検証結果報告（各課ヒアリング）の内容確認 ・第 6 次総合振興計画における各施策の方向性等の検討 ・第 6 次総合振興計画の施策体系の検討
平成 27 年	1 月 16 日	第 1 回みぶ“まちづくり”住民会議 ・メンバーの自己紹介など ・まちづくり住民会議について ・講演「総合振興計画と協働のまちづくり 今日の意義と意味」
	2 月 13 日	第 2 回みぶ“まちづくり”住民会議 ・ワークショップ（ワールド・カフェ） ・会長・副会長の選出
	2 月 20 日、 24 日～25 日	第 4 回総合振興計画策定専門部会 ・第 6 次総合振興計画基本構想の検討 ・第 6 次総合振興計画施策体系の検討 ・第 6 次総合振興計画前期基本計画の検討
	3 月 13 日	第 3 回みぶ“まちづくり”住民会議 ・ワークショップ テーマ「将来都市像 10 年後の壬生町」 「分野（グループ）別の課題と解決策」
	3 月 20 日	第 2 回第 6 次総合振興計画策定委員会 ・壬生町第 6 次総合振興計画基本構想（第 1 次素案） ・壬生町第 6 次総合振興計画前期基本計画（構成案）
	3 月 24 日	第 3 回壬生町企画委員会 ・壬生町第 6 次総合振興計画基本構想（第 1 次素案）

[計画策定の経緯 続き]

年	月日	項目内容
平成 27 年	4 月 10 日	第 4 回みぶ“まちづくり”住民会議 ・ワークショップ テーマ「分野別の課題と解決策」
	4 月 30 日	町長ヒアリング ・壬生町第 6 次総合振興計画基本構想及び壬生町第 6 次総合振興計画 前期基本計画（構成案）について
	5 月 8 日	第 5 回みぶ“まちづくり”住民会議 ・ワークショップ テーマ「提案書の確認と意見交換」
	中旬	将来のまちの姿絵画募集
	6 月 1 日	みぶ“まちづくり”住民会議提言書の提出
	5 月 26 日	第 3 回第 6 次総合振興計画策定委員会 ・壬生町第 6 次総合振興計画基本構想（第 2 次素案） 分野別懇談会（7 分野）
	6 月 17 日 ～6 月 19 日	・壬生町第 6 次総合振興計画（案）の概要について ・壬生町人口ビジョン及び壬生町創生総合戦略について ・平成 27 年度壬生町の取り組み事業について
	6 月 23 日 ～6 月 25 日	地区別懇談会（壬生地区、稲葉地区、南犬飼地区） ・壬生町第 6 次総合振興計画（案）の概要について ・壬生町人口ビジョン及び壬生町創生総合戦略について ・平成 27 年度壬生町の取り組み事業について
	7 月 15 日 ～7 月 17 日	第 5 回第 6 次総合振興計画策定専門部会 ・壬生町第 6 次総合振興計画前期基本計画（第 3 次素案） ・壬生町人口ビジョン及び壬生町創生総合戦略（素案）
	7 月 24 日	第 4 回第 6 次総合振興計画策定委員会 ・壬生町第 6 次総合振興計画前期基本計画（第 3 次素案） ・壬生町人口ビジョン及び壬生町創生総合戦略（素案）
	7 月 30 日	第 2 回壬生町企画委員会 ・壬生町第 6 次総合振興計画基本構想（案）及び壬生町第 6 次総合振 興計画前期基本計画（案）について答申
	9 月 8 日 ～10 月 8 日	パブリックコメント
	10 月 30 日	第 4 回壬生町企画委員会 ・壬生町第 6 次総合振興計画基本構想及び壬生町第 6 次総合振興計画 前期基本計画について報告
	12 月	壬生町第 6 次総合振興計画基本構想について議決

I 計画策定にあたって

II 基本構想

III 前期基本計画

IV 資料編

壬生町第6次総合振興計画
前期基本計画

発行 栃木県下都賀郡壬生町
URL <http://www.town.mibu.tochigi.jp/>
MAIL sougo@town.mibu.tochigi.jp
TEL 0282-81-1812
編集 壬生町総務部総合政策課
発行日 平成 28 年3月

壬生町 第6次総合振興計画 前期基本計画

